

様式第4号の3（第6条関係）

聴覚、平衡、音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見

[はじめに]

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□にレを入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること(各々の障害の合計指數をもって等級決定することはしない)。

- 聴覚障害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平衡機能障害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音声・言語機能障害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- そしゃく機能障害 → 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

(4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記載する)

ア 純音による検査

オージオメータの型式_____

(2) 障害の種類

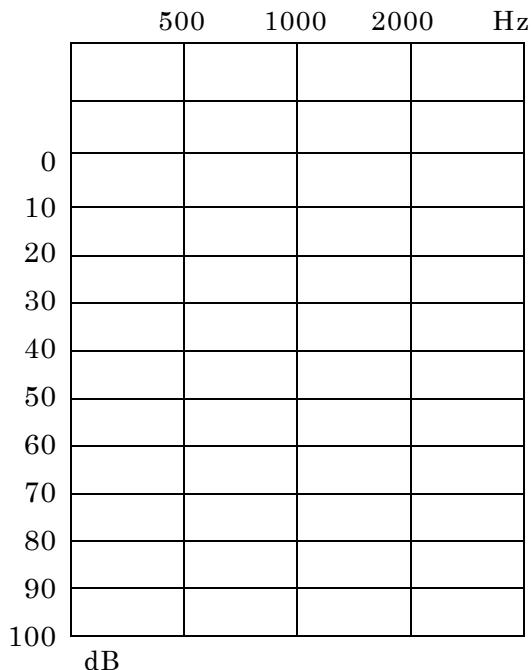
伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴

(3) 鼓膜の状態

(右)



(左)



イ 語音による検査

語音明瞭度

右	%
左	%

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

(注)2級と診断する場合、記載すること。

有・無

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

- 家庭において、家族又は肉親との会話が成立しない
- 家族又は肉親との会話は可能であるが、家族以外とは会話が成立しない。
- 日常会話は可能であるが、不明瞭である。

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□にレを入れ、さらに①又は②の該当する□にレ又は()内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- そしゃく・^{えん}嚥下機能の障害
→「① そしゃく・^{えん}嚥下機能の障害」に記載すること。
 - 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→「② 咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

① そしゃく・^{えん}嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他

[]

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

〈参考〉各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎：^{がく}運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・ 舌：^{がい}形状、運動能力、反射異常
- ・ 軟口蓋：^{がい}拳上運動、反射異常
- ・ 声帶：^り内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

○ 所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。)

[]

イ 嘸下状態の観察と検査

〈参考1〉 各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み

〈参考2〉 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容(固形物, 半固形物, 流動食)
- ・誤嚥の程度(毎回, 2回に1回程度, 数回に1回, ほとんど無し)

○ 観察・検査の方法

- エックス線検査()
- 内視鏡検査()
- その他()

○ 所見(上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から, 嘸下状態について詳細に記載すること。)

[]

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり, 歯科矯正治療等を必要とする。
- その他

[]

b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

- ア 咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)

[]

- イ そしゃく機能(口唇・口蓋裂では, 上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)

[]

(2) その他(今後の見込み等)

[]

(3) 障害程度の等級

(下の該当する障害程度の等級の項目の□にレを入れること。)

- ① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害(仮性球麻痺, 血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- 外傷・腫瘍切除等による頸(頸関節を含む), 口腔(舌, 口唇, 口蓋, 頬, そしゃく筋等), 咽頭, 喉頭の欠損等によるもの

- ② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害(仮性球麻痺, 血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- 外傷・腫瘍切除等による頸(頸関節を含む), 口腔(舌, 口唇, 口蓋, 頬, そしゃく筋等), 咽頭・喉頭の欠損等によるもの
- 口唇, 口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

- (1) 聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。

dB値は、周波数500, 1000, 2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa, b, cとした場合,
 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a, b, cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとすること。

- (3) 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列4とする。

(別紙)

歯科医師による診断書・意見書

氏名	明治 大正 昭和 平成 令和	年　月　日生	男・女
住所			
現症			
原因疾患名			
治療経過			
今後必要とする治療内容	<p>(1) 歯科矯正治療の要否 (2) 口腔外科的手術の要否 (3) 治療完了までの見込み</p>		
向後　年　月			
現症をもとに上記のとおり申し述べる。併せて以下の意見を付す。 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に			
<p>・該当する ・該当しない</p>			
令和　年　月　日	病院又は診療所 の名称、所在地		
標榜診療科名 歯科医師名			